

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月3日から41年2月4日までの期間について、A共済組合員として掛金をB組合により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA共済組合における資格取得日に係る記録を40年2月3日に、資格喪失日に係る記録を41年2月4日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は、40年2月から同年6月までを8,000円、同年7月から41年2月までを1万円とすることが必要である。

なお、B組合は、申立人に係る上記期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月頃から41年2月4日まで

私は、昭和39年1月頃にC組合（B組合と合併し、現在は、D組合E事業所）に就職し、41年2月3日までの期間において勤務したが、A共済組合の組合員記録が無い。

申立期間について、A共済組合の組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及びB組合に係る健康保険被保険者原票から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月3日から41年2月4日までの期間においてB組合に勤務したことが確認できる。

また、前述の被保険者原票において、申立人が当時一緒に勤務したとする同僚4人全員の健康保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、申立人及び申立人の後任者であったとする者の供述から判断すると、当時、B組合の職員数は5人であったことが推認できるところ、A共済組合から提出された組合員記録において、申立人が当時一緒に勤務したとする前述の同僚4人全員に同共済組合の組合員記録が確認できることから判断すると、B組合は、職員について、ほぼ全員を同共済組合に加入させていた状況がうかがえる。

加えて、前述の被保険者原票及び組合員記録において、申立人が自身の前任者であったとする者は、健康保険の被保険者記録及びA共済組合の組合員記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年2月3日から41年2月4日までの期間について、A共済組合の掛金をB組合により給与から控除されていたものと認められる。

また、当時のA共済組合法第18条第2項においては、組合員期間の計算は、「その資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもって終るものとする。」と定められており、これに基づき、申立人についても、昭和40年2月から41年2月までの期間が組合員期間として計算されることから、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB組合に係る健康保険被保険者原票の記録から、昭和40年2月から同年6月までを8,000円、同年7月から41年2月までを1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、D組合E事業所は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、B組合から申立人に係る共済組合員資格の取得届が提出された場合には、その後共済組合員資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においてもA共済組合が当該届出を記録していないとは考え難いことから、B組合から同共済組合へ資格の取得及び喪失等に係る届出は行われておらず、その結果、同共済組合は申立人に係る昭和40年2月から41年2月までの掛金について納入の告知を行っておらず、B組合は、当該期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和39年1月頃から40年2月3日までの期間については、申立人の当該期間に係る勤務実態を確認できる供述等が得られない上、B組合に係る健康保険被保険者原票において、申立人の健康保険の被保険者記録が無いなど、申立人が給与から掛金が控除されていたこと等について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA共済組合の組合員として、当該期間に係る掛金をB組合により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成17年8月10日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を90万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月10日

私は、平成17年8月10日にA社から賞与の支払を受け、この賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該標準賞与額の記録が無いので、申立期間の標準賞与額を厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する賞与支給明細書控及びA社が保管する平成17年の賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(90万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めている上、当時、業務を委託していた社会保険労務士事務所が社会保険事務所(当時)に提出したとする賞与支払票の中に申立人の名前は確認できないことから、社会保険事務所は、申立人が主張する標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大分厚生年金 事案 833

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B事業所における資格喪失日及び同社C事業所における資格取得日に係る記録をそれぞれ昭和26年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年2月6日から27年2月1日まで

私は、昭和14年8月にD社に入社した。同社はその後、社名をA社に変更したが、48年8月末日に定年退職するまでの期間において、継続して勤務した。

しかしながら、日本年金機構の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の経歴書及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和26年12月10日にA社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和26年1月のA社B事業所及び27年2月の同社C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年8月19日に、資格喪失日に係る記録を56年4月3日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を5万2,000円とし、申立期間②の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、事業主は申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月19日から同年9月10日まで
② 昭和56年3月31日から同年4月3日まで

私はA社に昭和55年8月19日に入社し、56年4月2日までの期間において勤務したはずなのに、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日は55年9月10日、資格喪失日は56年3月31日と記録されている。

給与明細書を調べたところ、給与から両申立期間の厚生年金保険料が控除されているので、両申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、勤務内容に関する申立人の具体的な供述及び申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は昭和55年8月19日から同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の保管する昭和55年8月分及び同年9月分の給与明細書（発行者名は未記入）には、健康保険料及び厚生年金保険料の被保険者負担額の合計額（以下「保険料」という。）が記入されていることから判断すると、同年9月分の給与から保険料の控除が開始されていることが確認

できる。

さらに、当時の社会保険事務の担当者は、「申立人が所持する給与明細書はA社のものだと思う。従業員の給与から保険料を控除する場合には、前月分の保険料を翌月の給与から控除していた。」と供述していることから判断すると、前述の給与明細書はA社から交付されたものであること、及び同社における保険料の控除方法は翌月控除方式であったと推認できることから、昭和55年9月分の給与から同年8月分の保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の昭和55年8月分の給与明細書の支給額から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、商業登記簿によるとA社は廃業している上、当時の事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、申立人の保管する給与明細書（昭和56年3月分及び同年4月分の給与支給額及び各種控除等の内訳が一枚にまとめられたもの）には1か月の労働日数が記載されているところ、昭和56年4月の勤務日数は2日であることが確認できることから判断すると、申立人は同年4月2日までの期間においてA社に勤務していたものと認められる。

また、当該給与明細書によると、昭和56年3月分及び同年4月分の給与から3か月分の保険料が控除されていることが確認できるところ、前述のとおりA社における保険料の控除方法は翌月控除方式であったと推認できることから判断すると、当該給与から同年2月分、同年3月分及び同年4月分の保険料が控除されていたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和56年3月分の給与明細書の保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日が雇用保険の被保険者記録における離職日の翌日である昭和56年3月31日となっており、離職日を同じ日付としていることから、社会保険事務所

及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年2月18日から35年2月5日まで
私は、申立期間においてA県B市に所在したC社の現場DでE業務に従事していたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間において、C社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、事業所番号等索引簿により、C社は昭和58年3月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料は確認できない上、申立人は、給与明細書等を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も確認できない。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認することができない上、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、「C社には、申立期間当時、約100人の従業員が勤務していた。」と供述し、複数の同僚は、「申立期間当時は約60人から70人の従業員が勤務していた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿によると、申立期間当初の昭和32年2月時点で、被保険者数は36人であり、申立人及び複数の同僚が供述する従業員数と当該被保険者名簿における被保険者数がかい離していることから判断すると、事業主は必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

大分厚生年金 事案 836（事案 155 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 13 日まで
② 昭和 37 年 10 月 14 日から 38 年 1 月 21 日まで

私は、学校を卒業後、昭和 37 年 4 月に A 社に入社し、39 年に退職するまでの期間において、同社に継続して勤務していた。

しかしながら、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、記録の訂正を申し立てたところ、年金記録確認地方第三者委員会の決定により年金記録の訂正は必要でないとする通知を得たことに納得できない。

今回、新たな資料等はないものの、再度申立てを行う。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

両申立期間に係る申立てについては、i) B 社（A 社は昭和 37 年 3 月 1 日に B 社 C 事業所の一部を分社し、設立された事業所）に照会した結果、「両申立期間当時の厚生年金保険料の控除等に係る関連資料が無く、当時の厚生年金保険の加入状況等は不明であるが、社会保険事務所（当時）の記録どおりに厚生年金保険料の控除を行ったと思う。」と回答している上、B 社が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者資格の取得日及び喪失日は、オンライン記録と一致することが確認できること、ii) 両申立期間当時、A 社に勤務していたとする同僚は、「当時の従業員数は約 300 人と多かったこと、及び交替勤務制であったことから、申立人のことなど当時の記憶は定かでない。」旨供述しており、厚生年金保険の加入状況等の供述を得ることができなかつたこと等から、申立人は厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料等はないものの、前回の決定に納得できないため、再度申し立てている。

しかしながら、申立人を記憶する同僚に再度照会したところ、当該同僚の供述から判断すると、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立人の勤務期間を特定することができない上、両申立期間において継続して勤務していたことも確認できない。

また、A社は、昭和 37 年 3 月 1 日にB社C事業所の一部を分社し、設立された事業所であることが確認できるところ、A社、B社及び同社の関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の両申立期間に係る厚生年金保険の記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月 12 日から 60 年 4 月 26 日まで
: ② 平成 3 年 8 月 1 日から 6 年 7 月 8 日まで

厚生年金加入記録のお知らせで確認したところ、両申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額より低く記録されていることが分かった。

申立期間①のA社については、給与は歩合制だったので、支給額は 35 万円以上あった。

また、申立期間②のB社については、給与は銀行振り込みにより支給され、預金取引明細照会のとおり、記録されている標準報酬月額に比べて給与支給額は高かった。

両申立期間について、報酬月額に見合う標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の報酬月額と相違しているとして申し立てているものの、同社は既に閉鎖されており、事業主は、「当時の賃金台帳等は保管していないため、申立内容については全く不明である。」と供述しており、申立期間①に係る報酬月額及び保険料控除額を確認できる関連資料を得ることができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、申立人と同職種であったとする同僚 19 人について、いずれも申立人が主張する 35 万円の報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低い標準報酬月額であるこ

とが確認できるとともに、申立人のみが低額な標準報酬月額である状況は見受けられない。

さらに、前述の同僚に照会しても、保険料の控除額に見合う標準報酬月額が前述の被保険者名簿に記録された標準報酬月額と一致していないと回答する者はおらず、申立人の主張を裏付ける周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の雇用保険の求職者給付等に係る支給台帳に記載された離職時賃金日額は 7,489 円であることから判断すると、申立人の同社における離職日前 6 か月間における報酬月額の平均は 22 万 4,000 円であることがうかがわれるところ、申立人の前述の被保険者名簿において、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失する直前の標準報酬月額は 22 万円であり、当該支給台帳から推認される報酬月額 22 万 4,000 円に見合う額であることが確認できる。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録上の標準報酬月額は一致しており、標準報酬月額が遡って訂正されたなど不自然な形跡も無い。

- 2 申立期間②について、申立人が提出した預金取引明細照会の記載内容から判断すると、申立人の報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも概ね高かったことがうかがえる。

また、雇用保険の求職者給付等に係る支給台帳に記載された離職時賃金日額から推認される離職日前 6 か月間における報酬月額の平均が、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における資格喪失日の直前の標準報酬月額より高いことがうかがわれる。

しかしながら、申立人の給与から控除されていた保険料額を確認できる資料は無い上、同僚に照会しても、保険料の控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額と一致しないと回答する者はおらず、申立人の主張を裏付ける周辺事情は見当たらない。

また、B 社は既に閉鎖されており、申立期間に係る報酬月額及び保険料控除を確認できる関連資料、事業主の供述を得ることができない。

- 3 このほか申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が両申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。